

騒 音 関 係

○騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

地域の類型	基 準 値		類型をあてはめる地域
	昼 間 〔午前 6 時から 午後 10 時まで〕	夜 間 〔午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで〕	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法（平成 5 年法律第 91 号） 第 16 条第 2 項の規定により、市の区 域内については市長が、その他の区域 については県知事が類型ごとに指定 する地域
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(備考)

- 1 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(備考)

車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。（ただし、指定地域が指定されている場合にのみ適用される特例であるため、もともと、A、B 又は C 地域に指定されていない場合は適用されない。）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(備考)

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条の規定による高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - (2) 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル
- 3 評価方法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

○騒音に係る環境基準の類型指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	付表の地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	A			A	A		B	B	B	B		C	C	C	C			長野市が告示
松本市	A	A		A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C			松本市が告示
上田市	A			A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	上田市が告示
岡谷市	A			A		A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	岡谷市が告示
飯田市	A			A			B	B	B			C	C	C	C*			飯田市が告示
諏訪市	A	A	A	A	A		B	B	B			C	C	C	C			諏訪市が告示
須坂市	A	A		A		A	B	B	B			C	C	C	C		C	須坂市が告示
小諸市	A			A		A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	小諸市が告示
伊那市	A			A	A		B	B	B			C	C	C	C			伊那市が告示
駒ヶ根市	A	A		A	A		B	B	B			C	C	C	C			駒ヶ根市が告示
中野市	A			A	A	A	B	B			B	C	C	C	C		C	中野市が告示
大町市	A	A		A	A		B	B	B			C	C	C	C			大町市が告示
飯山市	A			A			B					C	C	C				飯山市が告示
茅野市	A			A	A	A	B*	B	B		B	C	C	C*	C		B	茅野市が告示
塩尻市	A	A		A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C			塩尻市が告示
佐久市	A	A		A	A	A	B	B	B			C	C	C	C			佐久市が告示
千曲市	A			A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C			千曲市が告示
東御市	A	A		A	A	A	B	B	B			C	C	C	C			東御市が告示
安曇野市	A	A		A	A	A	B	B	B		B	C	C	C	C		C	安曇野市が告示
軽井沢町	A						B				B	C						H11. 3. 25 県告示第 182 号 (施行日 : H11. 4. 1)
下諏訪町	A			A	A		B					C	C	C				
富士見町	A			A			B	B	B		B	C	C	C	C			
辰野町	A	A		A	A		B	B			B	C	C	C	C		C	
麻績村											B						C	H17. 10. 6 県告示第 442 号 (施行日 : H17. 10. 11)
筑北村											B						C	
小布施町	A	A		A	A		B		B		B	C		C				H11. 3. 25 県告示第 182 号 (施行日 : H11. 4. 1)
信濃町	A			A			B				B	C	C	C	C		C	

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第 7 条第 3 項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- この表において、付表の地域とは、用途地域等の定めのない地域について、各市町村の字名で指定している地域があることを表す。
- *は一部地域を除くことを表す
- 指定状況は令和 5 年 3 月 31 日現在

○航空機騒音に係る環境基準

(昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号 最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(備考)

- 1 I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とする。
- 2 II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 3 測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル (L_{AE}) を計測する。
- 4 評価は、1 日 (午前 0 時から午後 12 時まで) ごとの時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) を算出し、全測定日の L_{den} について、パワー平均を算出するものとする。
- 5 1 日ごとの L_{den} の算出式

$$L_{den} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

注) i, j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間 (1 秒) をいい、 T とは、観測 1 日の時間 (86,400 秒) をいう。

- 6 全測定日の L_{den} (\bar{L}_{den}) の算出式

$$\bar{L}_{den} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{deni}}{10}} \right)$$

(注) N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号 最終改正 平成 12 年 12 月 14 日環境庁告示第 78 号)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

(備考)

- 1 I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とする。
- 2 II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
- 3 測定は、原則として連続して通過する上下 20 本の列車について、最大騒音レベル ($L_{A,Smax}$) を読み取る。
- 4 評価は、3 の $L_{A,Smax}$ のうちレベルの大きい上位半数のものをパワー平均して行う。
- 5 最大騒音レベルの平均値 ($\bar{L}_{A,Smax}$) の算出式

$$\bar{L}_{A,Smax} = 10 \log_{10} \left(\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n 10^{\frac{L_{A,Smax,i}}{10}} \right)$$

(注) n とは、上位半数のデータ数をいい、 $L_{A,Smax,i}$ とは、上位半数のうちの i 番目の $L_{A,Smax}$ をいう。

○新幹線鉄道振動対策に係る指針 (昭和 51 年 3 月 12 日環大特 32 号)

- 1 70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- 2 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定状況

(平成6年2月17日県告示第130号、令和2年11月24日県告示第582号)

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	最終改正年月日
長野市	I	I		I	I	I	I	I	I	II	II	II	II		II	最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
上田市				I		I		I	I	II	II	II	II			最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
小諸市									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
佐久市	I					I	I	I	I	II	II	II			II	最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
千曲市	I					I			I	II		II	II			最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
東御市									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
軽井沢町	I					I			I	II						最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
御代田町	I					I			I			II			II	最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
中野市									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
飯山市	I					I			I	II	II	II				最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
小布施町									I							最終改正 R2. 3. 23 県告示第 125 号
飯田市	I					I	I		I	II		II				R2. 11. 24 県告示第 582 号
喬木村									I							R2. 11. 24 県告示第 582 号
豊丘村									I							R2. 11. 24 県告示第 582 号

(備考)

- この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。
- 指定状況は令和5年3月31日現在